資料４－１

平成３０年７月１７日

貨物自動車運送事業者の皆様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
大阪府地方協議会（事務局：近畿運輸局大阪運輸支局）

運送約款改正に伴うアンケート調査の実施について

拝啓　新緑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成２９年８月４日に標準貨物自動車運送約款（以下「運送約款」という。）を改正し、同年１１月４日に施行しました。約款改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の待機時間、貨物の積込み又は取卸しの荷主からの委託、附帯業務（横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼りその他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「待機時間等」という。）の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備したところです。

この度、当協議会では運送約款の改正に伴い、近畿運輸局管内の貨物自動車運送事業者の改正後の運賃・料金の収受状況、待機時間等の削減状況の調査を行うことといたしました。

つきましては、別紙にアンケートをご用意しましたので、お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、下記の要領で回答頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．回答は、同封しましたアンケート回答用紙に直接ご記入ください。
２．アンケートでは共通編と改正後の運送約款適用による運賃・料金届、旧運送約款認可申請の手続き状況による調査票Ａ～Ｃの選択式となっています。
３．アンケートの回答につきまして、ＦＡＸにて平成３０年７月３１日まで回答をお願いします。
４．回答いただいた企業情報は、本調査の目的以外には使用いたしません。
５．このアンケート調査に関してご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先
住　所：〒５７２－０８４６
大阪府寝屋川市高宮栄町１２－１
近畿運輸局　大阪運輸支局　輸送部門
電　話：０７２－８２２－６７３３
アンケート調査回答先
アンケート調査回答・集計委託会社
メディアフタバ株式会社
ＦＡＸ：０６－６９２４－４０５４